

留学生の合理的配慮の事例報告

石 崎 俊 子

要 旨

2016年4月に施行された障害者差別解消法の一部改正により、国立大学は障害学生への合理的配慮の提供が法的に義務付けられるようになった。名古屋大学では上記の法改正と同時に障害者支援室（現在のアビリティ支援センター）が設置され、障害のある人々からの修学支援や配慮の申請を受け、適切な合理的配慮が決定されてきた。今回の報告は、名古屋大学における初めての留学生の合理的配慮の事例であり、アビリティ支援センター、授業担当コーディネーターと授業担当教員がどのように連携し、対応したかをまとめたものである。

キーワード

合理的配慮、高等教育、留学生、修学支援、アビリティ支援センター

1. はじめに

高等教育における聴覚障害学生の合理的配慮の事例報告は数多く見受けられる（白澤2024、垂門他2021、松崎2018、松本他2020）。一方、留学生を対象とした事例報告としてニアール（2022）の聴覚障害の事例報告や、安田（2013、2014）の精神障害の事例報告が挙げられるが、数は少ない。

本報告の目的は、名古屋大学における留学生への合理的配慮の実例を記録し、アビリティ支援センター、授業担当コーディネーターと授業担当者がどのように対応したかを示すことで、今後の同様の状況において円滑かつ適切な対応を支援することである。

2. 事例の概要

事例が起きた時期は2022年秋学期及び2023年春学期である。対象学生は

留学生（以下、Aとする）で、精神障害を抱えており、試験および授業参加に支障をきたしていた。春学期と秋学期の両学期に名古屋大学学生支援本部アビリティ支援センター（以下、アビリティ支援センターとする）がAより提出された申請を受理し、授業担当コーディネーターに対応が依頼された。支援が必要とされた内容は両学期とも試験、課題、授業に関連するものであった。以下はアビリティ支援センターからAの合理的配慮の連絡があった時点から対応が完了するまでの日本語教育現場での対応や実践について報告するものである。申請は2022秋学期と2023年春学期の2度行われたため、記録も2022秋学期と2023年春学期に分けた。

3. 春学期の合理的配慮

3. 1 支援の申し出

Aが所属する部局の事務を通してアビリティ支援センターから修学上の合理的配慮支援の申請の連絡があり、Aが受講している2コースについて検討するように要請があった。ただし、この段階では案であり、正式な承認ではなかった。

申請内容は以下の通りである。

- ①レポートなど課題提出の期限延長を認める。
- ②試験時間を1.5倍延長する。
- ③必要に応じて空き教室などでの休養を認める。

3. 2 支援の申し出への対応策及び対応

部門内で審議した結果、申し出の対応として以下の対応が可能であると判断された。

- ①全ての課題の提出期限を授業最終日まで延長する。
- ②筆記試験の時間を1.5倍に延長する。
- ③休養を要する場合は、担当教師に声をかけ、あらかじめ用意された別室に移動を認める。

④個別に別室で口頭発表を行うことを認める。

該当の授業は複数の教員がチームティーチングをしているため、Aが合理的配慮を必要としている理由を説明し、授業担当の教員全員に同様の措置を取ってもらう同意を得た。ただし、試験延長が就業時間外になってしまう場合は、緊急措置として専任教員が対応することとした。

申請が正式に承認されたのは、試験実施日の1週間前であり、迅速な対応が要求されたため、直ちにAに対応内容をメールで通知し、提案された上記の措置に同意するかどうかの回答を求めた。回答を得るための時間が限られていたが、最終的には合意が得られ、試験は予定通り実施され、問題なく終了した。

3. 3 対応を終えての反省点

この事例から反省点がある。今回は初めての緊急を要する合理的配慮のケースであったため、推奨された最小限の対応をするに留まったことである。本来であれば、アビリティ支援センターから申請の連絡があった際に、アビリティ支援センターのウェブサイトを示されているように申請内容の対応可否をセンターに申し出、センターを通して申請者と調整するという流れを取るべきだったが、今回は緊急性が高かったため、直接本人に連絡し、対応案に合意するかどうかの回答を求めた。結果、本人からの返信が得られず、また、精神障害を抱える学生にこのような返答がない場合の適切な対応方法を見極める判断が付かないまま難航した。初めての合理的配慮のケースで、本来の手順を踏まなかったことを反省する一方、今回のように試験の1週間前に申請が正式に承認された場合、試験日程や場所、延長時間の調整が難しい。特に留学生の場合、身近な相談相手が限られており、自己の限界に達した時点で初めてアビリティ支援センターに相談し申請することが想定される。したがって、緊急性を伴う状況が多くなるのは避けられないのではないだろうか。将来的にこのような状況に柔軟かつ円滑に対応できる方法をアビリティ支援センターと協議することが重要だと

考える。

今回の合理的配慮のケースは初めてであり、かつ緊急を要したため、この状況において、教師は合理的配慮に関する知識が不十分なまま対応せざるを得なかった。この経験を踏まえ、将来の合理的配慮の申請に備えるため、次の学期が始まる前に部局内でFD研修会を開催した。この研修会では、アビリティ支援センターの担当教員によって、合理的配慮に関する説明が専任教員および非常勤講師に対して事前に行われ、センターの構成員が合理的配慮について理解するきっかけとなった。

4. 秋学期の合理的配慮

4. 1 支援の申し出及び対応策

秋学期もAが春学期と同様の申請をする見込みであることから、アビリティ支援センターの担当教員と対応について事前に相談した。先学期は合理的配慮の手順を省略し、本人と直接調整を試みたところ困難に直面したが、今回は授業開始まで時間的余裕があったため、Aとの調整もアビリティ支援センターを介して行うことが可能であった。また、本人との連絡に関して問題を回避するため、直接、Aとメールで連絡する場合は全てアビリティ支援センターと共有し、返事がない場合に備えるようにと助言を受けた。

申請内容は春学期とほぼ同様であるとの説明を受け、春学期と同様の対応をすることになったが、春学期は学期の残り1週間に実施される試験と課題の延長が中心の対応であったのに対し、秋学期は学期の初めより15週間の対応となるため、Aの授業参加への対応も考慮する必要性が出てきた。

Aが参加する日本語の授業ではピア・ラーニングを導入したコース運営をしており、それに伴う対応が求められた。日本語教育において、ピア・ラーニングの重要性が広く認識されており、池田・館岡(2007)はこの学習法を通じて日本語学習の課題の向上だけでなく、最終的には自己認識を高め、自律学習の促進に寄与すると指摘している。この考えに基づき、名

古屋大学の日本語の授業では積極的にピア・ラーニング導入されている。通常の大学での講義スタイルとは異なり、日本語の授業では授業中にペアやグループで活動を行うことが多くなる。人間関係の構築が難しいAにはそのような活動は困難ではないかという懸念から、相談の結果、Aの授業での円滑な参加をサポートするために、新たな試みとしてA専用のチューターを導入することになった。その後、アビリティ支援センターがAと連絡を取り、履修予定科目を確認した上で、個別のチューターを付けることを説明し、Aが同意をした。留学生であるAを考慮し、日本語でも英語でもコミュニケーションできる大学院生を選抜し、Aが受講する5コースの各15回分の授業にチューターを付けることとなった。この取り組みはアビリティ支援センターの予算内で行われ、事務的な業務はアビリティ支援センターの事務に委託された。授業担当の非常勤講師、チューターの学生には事前に今回の措置について説明をし、実施することに同意を得た。チューターサポートの導入にあたっては、Aは問題なく受け入れに同意したとアビリティ支援センターから連絡を受けた。また、チューターは日本語教育を専門としている大学院生でピア・ラーニングも理解していたため、Aが必要としてきた時のみピアとしてサポートするようにとの説明のみで特に対応に関して質問はなかった。また、非常勤講師は他の学生との公平性を保つため、Aに集中して対応することができないと不安を感じていたため、サポートが提供されることに肯定的であった。チューターのサポートを導入したものの、初めての試みであり不安要素もあったが、学期の半ばに何回かチューターが欠席することがあり、その際、Aから「今日はチューターは来ないのか。」と尋ねられることがあった。このことから、Aはチューターを頼りにしており、チューターのサポートを期待していることが窺えた。

4. 2 支援の申し出への対応

春学期と同様、申し出の対応として課題の提出の延長、試験時間の延長、別室の確保を行った。今回追加されたチューターは毎授業Aの横に着席し、Aがサポートを必要とする場合のみ援助を行った。

安田（2015）によると、障害のある学生は個別の異なるニーズを持ち、状況によって変化するため、オーダーメイドの支援が不可欠であると言及している。その上、留学生は母国の大学での支援が不要な場合もあれば、日本に来てから新たな支援が必要になることもあるため、教員は学生が授業中に直面する困難や問題に敏感になり、その状況を慎重に観察することが重要であると述べている。この指摘を受け、ティームティーチングを採用している日本語の授業では、担当教員間でAの日々の授業の様子を適切に共有することにした。この共有により、Aの毎日の授業の様子を正確に把握し、次の授業で適切な対応をするための準備ができるようになった。その結果、Aに対して細やかな支援を提供することができ、非常に有益であった。また、日本語の授業で頻繁に行われるペアやグループワークにおいて、Aの活動が充実したものになっていることも明らかになった。学期の初めは横に座っているチューターとペアになることが多かったが、徐々にチューターともう一人のクラスメートとの活動が可能になり、学期の後半にはクラスメートの協力を得ながら、チューターなしでの活動も行うようになった。チューターへの依存度が減少し、クラスメートとの活動に広がっているのは明白であり、春学期より状況が改善されたと言える。また、秋学期を通じて特に問題は見られず、課題の多くは延長期限内に提出され、試験時間の延長により試験も問題なく終了した。

5. まとめ

この事例は、留学生の合理的配慮支援の初めてのケースであり、未知の領域での対応が求められたが、春学期と秋学期を無事に終えることができた。

秋学期は春学期の経験を踏まえ、アビリティ支援センターとの事前相談を重ね、また、FD研修会を開催してスタッフに合理的配慮支援について周知し、安心して対応できるように対策を行った。また、語学授業特有の授業形式に申請者が柔軟に対応できるようにチューターを配置し、担当教員間の円滑な情報共有を促進した。これにより、申請者へのきめ細かな対

応及び関係者の不安が軽減できたと考える。

申請者が留学生の場合、今回の経験から留意すべき点として次の3点が挙げられると考える。(1) 通常、相談相手が身近にいないことから、相談方法が分からず、問題が深刻化した段階で最終手段として申請を行うことがある。そのため、合理的配慮の申請が遅れ、迅速な対応が求められる可能性がある。(2) 日本に来てから母国とは異なる新たな支援が必要になることもあり、授業に新しい試みを導入する必要性もある。また、教員は状況を注意深く観察するために情報の共有などの工夫をする必要がある。(3) 今回の両学期の対応を通して、教員はメールなどの連絡を全て英語で行うことが必要とされた。その際、感情移入せずに、ビジネスライクでありつつも不安を抱かせないような英語の表現を選択する作業が難しく、時間を要することとなった。

合理的配慮の内容は申請者により多岐にわたる。今後、増加すると見込まれる合理的配慮の正確な状況把握と適切な対応のために、引き続きアビリティ支援センターとの緊密な連携が不可欠である。今回の経験を通じて、将来に向けて柔軟かつ円滑な対応を実現するため、手順や連絡方法を改善していくことが極めて重要だと考える。

参考文献

- 池田玲子・館岡洋子 (2007) 『ピア・ラーニング入門—創造的な学びのデザインのために』 ひつじ書房
- 白澤麻弓 (2024) 「聴覚障害学生への合理的配慮と工学教育」『工学教育』72-1、pp.44-49
- 垂門伸幸、吉川雄也、山本敦也、脇坂紗帆、仲兼久知枝 (2021) 「オンデマンド配信の授業動画への字幕付与による情報保障の実践：聴覚障害のある学生への合理的配慮として」『高等教育フォーラム』11、pp.53-58
- 内閣府 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html (2023年11月23日閲覧)
- 名古屋大学 学生支援本部アビリティ支援センター

- <https://www.gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp/osd/> (2023年11月23日閲覧)
- ニアール・ハートネット (2022) 「話題提供—当事者の立場から」 諸外国の大学における「合理的配慮」をめぐる対応と教育支援」『国際教育研究部ブックレット』9、pp.35-44
- 松崎丈 (2018) 「聴覚障害学生支援における合理的配慮をめぐる実践的課題」『宮城教育大学紀要』53、pp.255-266
- 松本真由美、村上元、林美枝子、森口真衣、山田敦士 (2020) 「大学における聴覚障害のある学生への合理的配慮と支援体制構築に向けた試み」『日本医療大学紀要』6、pp.27-38
- 安田真由美 (2013) 「発達障害を持つ留学生の指導と課題 (1)—自閉症スペクトラムのケースを通して」『長崎外大論叢』17、pp.139-153
- 安田真由美 (2014) 「発達障害を持つ留学生の指導と課題 (2)—自閉症スペクトラムのケースを通して」『長崎外大論叢』18、pp.149-160
- 安田真由美 (2015) 「日本語教育の現場から見た大学における合理的配慮—発達障害を持つ留学生のケースを通して—」『長崎外大論叢』19、pp.157-170